成形圖說

農事部 十一

145
30
1

東京圖書館

和書門	農書類	一五函	一〇架	九號	三〇冊

一四五

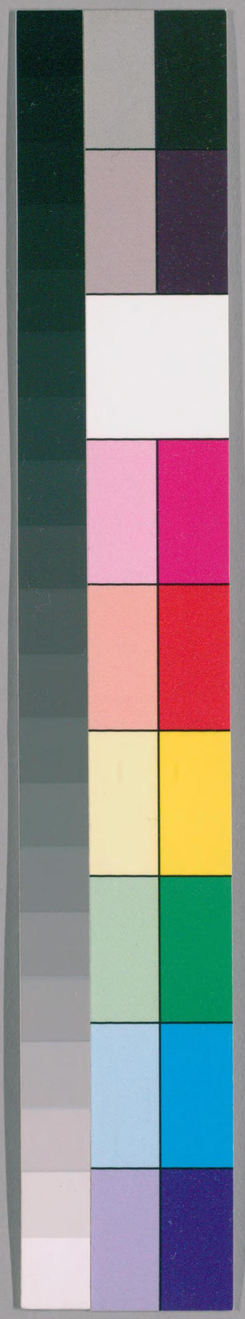

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1

ガラス使用

成形圖說卷之十一

目錄

價直（アタヒ）
酒食（サケイヒ）
費弊（ツヒエ）

TOKIO LIBRARY. 東京書籍館 明治五年 文部省立 FOUNDED BY MOMBUSHO 1872.
明治八年文部省交付

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

成形圖說卷之十一

農事部 價直類

阿多比 書紀○古言梯曰當易(アテカヒ)なり天加の約多なり又値(アタ)るとも通つり直順を直値(ヲアタヒ)の轉といつり凡祿といひ天といふ即直價なり故に御を天良不と例めり○漢書に卬貴氐賤(ヤスシ)といふハ物の直(ヲ)のいかなきさがりをいふ東西市式ニ曰凡賣買(カヒ)不和較固者市司追捉勘當(ヒヨ)

相場 法曹至要鈔相場(ヲ)と云ふとハ今の直順定まて相場を後ハ時價の名とかり

價直 北史 物價 說文 交易 孟子 交市 漢書 時價 六典 時直 國朝典彙

加比與禰 類聚國史 米買(コメカフ) 新撰字鏡 市米(カヒコメ) 和字通例

糴 音狄廣韻入米也左傳疏買穀孟子無遏糴食貨志大熟則上糴三而舍一中熟則糴一使民適足又云農商俱利

平ニ糶ヲ齊ヘ物ヲ關市不
ㇾ治ㇾ國之一道也

守利與稱類聚　國史　賣米

糶音眺說文出ㇾ穀也亦作ㇾ粜長編趙抃知越州兩浙旱蝗禁
ㇾ增ㇾ米價ヲ公獨榜ニ任ス增ㇾ價ヲ糶ヲ之ヲ米商輻輳メ價更ニ賤ス民免ㇾ餓ヌ
又云文彦博在ニ成都ニ米價騰貴ス因就ニ諸城門ニ置ニ十
八院ニ減ㇾ價糶賣仍不ㇾ限ニ其數ヲ張ニ榜ヲ通衢ニ米價遂ニ減ス

蕃名プレイス　亦ワアルト　價直

國史延曆十七年勅曰物有貴賤價高下諸國糶糴有ㇾ利於
民先損ニ於公ニ遣使開倉廩ヲ糶ニ賤時價ニ糴與百姓ニ具ニ價物ヲ者収ニ
貯ニ國庫ニ至於秋収ニ還成ニ穎稲ヲ名曰ニ救急料ト又曰稲ヲ糴與ニ貧民ニ
是より先元明紀和銅六年三月詔ニ諸國之地江山遐阻ニ
擔之輩久苦ニ行役ニ宜ニ國郡司等募ニ豪富家ニ置ニ米ヲ路側ニ任ニ其賣ニ

買ニ一年之内賣ニ米一百斛以上者ニ名奏ニ聞ヲ蓋
王五穀ヲ賣ニ金銀ヲ銭ヲ以上ハ化やうしなり米
ヲ賣ニ金銀ヲ而ヲ銭ヲ以ニ五穀ヲ交ニ
ㇾ易ㇾ之ヲ抑古の書風ヲ
安平民無ニ徭役ニ歳比登稔百姓殷富稲斛銀錢一文ヲ本紀
小ㇾ之ㇾ書ヲ而ㇾ銀錢ヲ
成言漢文帝澤加ニ黎庶ニ穀至ニ石ニ數錢
業の内ヨ往ニ唐書云唐太宗貞觀四年米一斛ニ三四錢
行ニ數千里ニ不ニ賣ニ糧ヲ云宗開元稲一
廾八年冬米一斛直三錢
ㇾ當時稲粟ヲ穰ヨ金銀ヲ

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

雜式曰凡諸國驛路邊植菓樹令往還人得休息若無水處量便堀井書紀通證曰古者秋布穀既成而後通商賈之道故稱為秋物也

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

生とてを浪費一文にくハ米五六升以上此時價を報恩
し續紀曰和銅四年以穀六升當錢一文令百姓交関各得
其利當時の米ハ穀なれハ六升ハ五合磨にして三升を
用此時官銭尤きく正浪一文に錢百文にあたしとゝ
後紀曰弘仁十四年正月新錢一百貫賜大和國充築益田
池とあり益田池ハ開發の大淄池を掘られし事宮海の
碑にて志なるに僅に百貫文を下行志なふと
云は錢のまきをおもふ無し是より遥後の代には後
醍醐天皇元亨元年の夏大旱地を枯して甸服の外百里
の間空赤土のミありて青苗なし孫孳野に満仙人地に

働る此年錢三百をもて粟一斗を買とあり按哀宏漢記曰赤眉乱後
関中大饑黄金一片易五升穀三百にて粟一斗を買を一天下の大凶年
といふなれば是亦粟生にはしき價にて粟の三斗も四
斗も賣買ことなりしにや是中古とハ米穀多くして無
錢尤少をもてくし水東日記朱子答張仁叔之問云李悝百畝而收百五十石者粟也晁錯云畝
而收不過百石者似恐是米然則其多少固有不同矣粟一
石直錢三十文一歳而止用三石可見古来錢重然其賣買
皆然則人亦不以為病也是漢をむ
りしハ錢尤重なりしをもて東鑑曰上品八丈絹六
疋代百廿文各廿文紺布二反無文代四文云々此時までハ猶
上古の錢つらひなるへし八丈絹一疋代廿文とゝ
てを見る無し百練鈔曰後堀河天皇安貞二年六月廿

四日以錢一貫文可被直米一石之由被下宣旨四家合考
曰永正元年天下飢饉して會津の米價一升百錢と云へ
里此時の錢ハ大飯通寶也と云 按に當今まても異邦の
石まて二貫四百錢ハ米高直の時也因一升宮町日記に
百錢とりつゝ云むりしハ極る乃獨躍なり
木綿一疋に付一文六分七分也切米ハ一石に付六毎三
分五分の費買と云へ是是利義晴天文年中の事まて平
時の價とみえたり生島宗竹記に弘治三年八月廿六日
大風是歳米此賣買金一毎に五升也按に此時の金一両
ハいらなとなりしにも大飯金小飯金ハ天正十六年に
鋳造所とみえし百姓囊に載に童謡にもたるでハいく

らといへは一人十三もたることを云へめしハ何めしと問
へは豈うだし飯と云へ汁ハ何ぞしるといへば加美の汁
と答ふ飣ハ何さいやうにはがんざからげき鰯のかし
らと答ふ是はいふしへ上京の道中山崎街道なりし時
客次の旅籠二合半此飯に蒸乃汁塩鰯一疋にて値十三
錢なりしなり此時乃錢ハ廿四毎にて一分ハ四文なれ
ハ十二文にて三分なれ鰯乃價一錢にて十三文なるへ
し是故に山崎宗鑑ハ一生此間蕃にて食煩也に旅籠屋
へ十二錢を持行て常に日中一食にて暮せしへといへ
里成書に茨安四年勢州にて金十毎に米四十二俵四斗

入りこし毘陽漫録に曰寛文八年長崎にて朝鮮の漂流者に扶持米を與へし書帖に米一升六合五夕代一匁とあり是ハ白米にてなかり德光録に曰享保十七年米穀の價下直に依て枚金を拝借せしめまふ此時米百俵につき金廿八兩ほどなりと

按に清朝紀聞云今清の米價壹一升錢十三四文太豆一升十五六文なりと云沖繩人に聞たる所福建の白米ハ一升八十錢の事ありと云又續文獻通考ニ云洪武十八年令ニ兩浙及京畿官田凡折ニ枚ノ税粮ヲ鈔ハ毎ニ五貫准ニ米一石絹ハ毎ニ匹准ス米一石二斗ニ金ハ毎ニ兩准ニ米十石銀ハ毎ニ兩准ニ米二石棉布ハ毎ニ匹准ス米一石苧布ハ毎ニ匹准ニ米七斗ニとあり

其後漸くと米價やすくなりしとなり今ハ金錢共に繁殖せしといふにはあらし國郡都會遊民數耕をして食ふもの衆くなりし年穀稔ざるに遇て遂に價淺となりて復古の廣き事なし扨金錢を水火の災に罹りて沉滅銭を奸蘭に潜ひて又錢を破碎するも少なからぬとなく錢の用利を時價賤くなりたかり又銅錢ハ鑞錢に換られて何となく金銅ともなく不通用になりたる事五年程に見へし所ハ慶長六年より寛永五年まて百七年の間年々一所にてお國にも出し金銀の大積と言ハ金六百十九万二千八百両銀ハ百十二万二千六百八十七貫目銅ハ二億二万二千八百九十九万七千五百行とんともり況や其より已下のも此の大數ハ計るべからずらん世中にて海底の中に失捨しハ力なし猶鑞錢になる

ゆてハ土葬されハ壌(ツチ)となるゆゑ火浴(サウ)されハ灰(ハヒ)に化しぬ然
ハ一日に下ゆゑ者二十人のなりしにして一日に百
二十四錢一月にハ三貫七百五十錢一歳にハ四十五貫
五百錢なり江諸抄に人壽の日数二万六千六百十日と
云ハ壽をなして終るの人なるべし命数ハ脩短あり況や
海内の群生一日の肖死表するもの訾(ハカ)られも数歳を経
にしたるひ幾萬錢をもつ用ゆ土中へ費し棄(ル)ことなる
無りしに水土解俗説辨旧章録錢志等是を辨せり瘞銭
ハ漢以来の弊俗なる由事文類聚にいつり此等は悲哀
の情乃已(ヤマ)まぢるとも云へし婦女小人浮屠乃募化(ホウカ)なと

まは唐の鏡を何にならを金乃釵(カムザシ)も物とも相母を
像を溶(ツク)ゆ其鐘を鑄(イル)乃嚫施(フセ)に投捨(ナケ)ルにてハ豈止(タヾ)瘞銭乃
弊のミならんや蘇陰比事てふ萬銭に六道銭を烱管(キセル)の
火口(ヒサラ)にて作ゆ瘞銭の代に用ゆさしと頭ものゆゑ地頭
乃ゆて六道銭ハ地産乃支配といつり其上煽魔五合點
いふさはへきや汝先冥途へ行て地産に相對せよとも
訴と拒ミ行るよし哉ぬ高人の身に落ちしむハ永く其
習に發立せましに拙き地頭にしてそ○奠陰逸史有言曰
慶長辛亥諸夷蠻重譯来求互市二十餘國明商舶亦益至
中畧互市之係要務不可以已果如此夫往昔有確論曰凡外

舶所載藥石之外一切屬無用斯義也浮屠兼好首言之觀
瀾三宅氏再發之白石新井氏又詳議其弊中略然以予觀之
未為得政治大體焉夫黃白之為物也飢而不可食寒而不
可衣以其貴重也居焉不得以合棟宇爨焉不得以制錡釜
以不其堅利也戰焉不得以造鋒鏑介冑士則不為刀削農
則不為鎡基工則不為斧斤鑽鑿商賈不用鐍廚櫃而鎖倉
庫其鎔以為華飭亦猶外舶所輸珠璣珍怪也此出彼入其
事埒已鑄以為幣也多焉而輕寡焉而重其為用也均矣借
令異日黃白拂地乎亦唯白鳳年前宇宙是也豈無物可以
為幣乎哉唯銅切乎民用是為可惜爾異日長國家之人能

達治體乎則必有以處之矣夫古の時錢一文をもて米一
斛を糴洞錢三百を以粟一斗を賣といふハ治革地を異
にして治勢の同からざるにあらずハ
農夫の種藝を自由に永能のこなしれ鐵城の缺乏粮の
備をいふに及ぶ次民皆ハ溫好故火を畏怖て米を山林
に持運ひおのしくの粮食を貯るゆゑ金錢よりも重寶
とするハ米穀なるを扨治ある日ハ農戶ハことより屢倫ま
ても米穀を鬻衒て生財の資となるゆゑ米穀とるを金
錢ま雲まて行囊ひとりまて千里の陸地も事足まりさ
らは治ある時にハ米ハ價廉なるにさしにしてざるハ

何ゆゑ世承平久しき時ハ風俗何となく華麗に成たり
其習ハ時勢を侈て人の上をゆく驕ハ皇都諸ハ云女閭
のこてひきといふかことく金銀を濯山に使ふを眉目
とおりふから大事に使ふ面ハ無銀何となくてもなく
なり毎枚も一分に足ひし一口糧を面倭花の乳前とな
まて身分のおとらしを過せり或曰むりしの茶店ハ一掬
一錢とこれあるに次第さへ其なりにハ買ひしといふ
やうに只饗に價饗を競ふゆゑ米穀の高ハ此ニ成る
のことハ錢の利ぬといふ者也錢の利ぬハ銖四の二門
もやるなや後の珠銀ハむりしの分金の價と交ハ金銀

の價きくなるなと米直をつまして愈高くなるむりしの
米一石ハ金一両錢にして五貫なりし後の一毎七貫
にて米一石を買ふといふハ金の價につまして米の相高
くなるの深なり米賤にれた士農の二門を患し工商
の徒ハ依頼をといふも時と處によるさとなる米價の
貴くなりしとていつくのもてふか士農の豊富なるの
志るしやハある是唐馮道曰穀貴餓農穀賤傷農といひ
しにより貨殖傳夫糶二十病農九十病末言米賤則農人病也若米斗直九十則商賈病末商賈也
集義外書曰夫金銀珠玉錢物を用ふ事なしてを穀すく
なき時ハ人民多貴なり吾人ハたからとせしして黒物

我あらんとする時ハ驕奢なりこのなほ善政ハ粟我以
て万の物にかへ万の賣買を粟にてせしなり粟ハかき
多て沢山に法ミかくされぬ物なるなにおのれから人
心乃欲するなし万の物を粟にかへつゝ食する時ハ農す
すみて民の食当りぬなに依り乃志めしなけれともお
のつから驕奢にいたらず沢山なれ粟（モミ）みちくて沢山なれ
ハ大方の不作事も国窮に及ぶ五穀水火のことく多
き時ハ民に不行の者すくなく粟我なるなし金銀ハ
五穀を助くるのミ粟法りひやくて金銀賤を以て万の
うまりひをなる時ハ荒（ヲサ）め蓄（タクハ）へてひろく用我なしてよ

き物なれハ制すれともおごり生し法職ミな勇我法く
さんさと我欲をなに商人宮にまゐて士まつし士貧乏な
れハ民に取志とまほく多し民と士と国窮する時ハ商（ヤキモ）
をすくなく浅行て多乃商人職人仰に及ひぬ所にまる
所は天下に数すくなき商人のものミなり○夫封建
主は下の貢献を更にて皆一人に屯（ツトウ）といへとも亦これ
を上へ献里法吏へなち給ふるゆゑ只中なるものハ上
より更取下よりもうけとり之我上下に充て私利を射
おとしたられも和蘭人ハ商を以て士農工の上に居志
むるかことくのちくハ封君をあきなひにあらされハ

支用給しくるしむ安藏権勢ある者の宮室と衆
穀のあるを得て如意を縦にす高堂おと寝ても寝
賢達物力なきはなしむりより一人も亂政の時を抑
へくるく正直を曲庇蓄ふるをあくまでさそをあふ
おの勢あり 史記ニ封君皆低首仰給ス当時の大
名皆争寵ニ頭ヲ低テ事ヲ奉ルヲ謂ヒ商賈ヲ役シテ貧ヲ困ム
つまとくあり 漢書食貨志曰高祖乃令賈人不得
衣絲乗車ヲ重租税ヲ以困辱之孝惠高后時為天下
初定復弛商賈之律ヲ然ニ其ノ後富人皆積ミ金錢ヲ
而貧者或乗牸牛ニ因ニ其ノ上ニ而利ヲ再倍ス
ても居を安し婦を守くる國初法度おのくあるを乱
をお記をるとそ為人利
汚てをを逐て家を破にもの
て用ふるしくる金の寶物を以
もも終ふ類るもとなくもそ
お仏ふら朝は一を汚て外
て法度の亂雲の晨
をを作くるまるら

酒食 顯宗紀會群臣ヲ設ク酒食ヲ漢宣
帝紀云酒食之會所ヲ以行禮樂ヲ也
蕃名ダラシキ 酒
スペイス 食

書紀通證彙言曰我 邦土地之廣大可ニ以比ニ西土一幅員ニ考ニ宣
文献通考人民之富殖可ニ以對ニ西土一戸口ニ今按ニ吾 邦ハ詳ニ
紀曰秦漢諸蕃頻ニ投化者編ニ貫戸籍ニ秦人戸數總テ七千五
百戸又孝徳紀ニ元數ヲ云々ハ戸籍元數ニ戸數ノ
札元率ニ人ヲ云々ハ戸籍元數ニ戸數ノ
籍ノ断ニ盗賊與ニ淫浪ニ庚午年籍ノ事績紀ニ曰ニ天智紀ニ造戸
拾遺ニ曰至ニ天平年中ニ勘ニ造神帳ヲ一云々古語
中臣事ニ權任ニ意取ニ舎人ヲ云々 凡川春海曰通鑑ニ載ス西土
戸五百萬戸口五千萬口而日本戸三百萬戸口三千萬口
とくつの 但細目書戸口數ニ七皆在ニ唐代ニ而玄宗時為ニ極盛
王海云貞觀之盛戸不ニ及ニ三百萬ニ永徽惟増ニ十五

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

萬今按ニ三朝事畧云清世祖順治九年十二月是歳人丁
戸口一千四百四十八萬三千八百五十八又爵秩便覧云
雍正辛亥年一歳清の銭粮銀三千二百四十六萬四百二
十九両米三百二十四萬三千八百三石と云ヘリ順治九年ハ本朝
承應元年にして雍正辛亥ハ即チ九年本朝享保十六年
ニ丁亥ニ又按ニ是より前ニ明ノ穆宗隆慶元年大倉見存銀
一百三十五萬四千六百五十二両と續文献通
考ニ載タリ隆慶元年ハ本朝永祿十丁卯なり是西土の
廣地ましてハ戸口少く亦淺米多かるさるに似たり玉
匣曰本朝乃国々多く同し一国乃内にて土地ハ廣
くして人民乃物成のまくなきにあり是狹くて人民物成
ハ多く所をいふ成をて無縁土地の廣狹にはかゝはらず

而ゆゑさはかゝはらず古大國上國中國下國大
郡上郡中郡下郡小郡と分定られしを必しを土地の大
小にハかゝはらさるしまたりし然るにむりしより世
乃人此事きまへなくしてたゞ土地乃廣狹をのみて其國
の大小をさしるハいふさはらすなり皇國ハ古より
して田地人民乃甚多く稠密なるにとはらに意思にはは
類なけれハ此人数物成をのみて量るときは其大國にし
て雖に豊饒殷富勇武強盛なるにと何邑の國りはよく
及ぶりのいふん洪川氏曰日本田穀凡斛二千五百萬石
也一里方而一萬石と耕し出ハ川邑ハ其中に在里是五

十里方にして二千五百萬石の米を作り出す遠裔の土地猶餘あれハ為三千萬石を得ル又或説に日本國中の水田八十六萬六百十七町四畝餘陸田廿万七千百四十六町餘少い一里志かれとも是ハ百年以前に田地生齒（ヒトカズ）といまた稀少の時にて五畿七道乃公田に過されたる今とは準（ナソラヘ）かたしといへとも大率（タイソツ）ばかりとしるときハ輿地（ヨチ）よりも人民志多きに似たり凡稲穂一ツ小豊年のとき ハ三百六十粒一歳の日数なり此ハ一日の穂に五合にして五合にして凶年ハ百粒も実のうさ穂にしたるものをそかし 農政全書云湖州一穂而三百餘粒者謂之三穂子と云是は唐山なとにては三百餘粒の稲は尋常にはなし此見えたり志かれは

大かた豊年なりとも一穂三百粒名ゆかしし 凡人一日の糧五合にして五合なる稲米三萬一千九百粒也 是一升小畫二千六百三千八百粒の算数をとりていふ 固本録にハ一升に盛こ千六万六千粒此ハ一穂三百餘粒乃里見米此升との大小差何数によりて穂にしてハ八十八本なりしては三萬一千九百粒にはたらしし 凶年なりしは稲穂二百なり是にて人一日食ふ所の米数万粒を費して命を續（ツナク）にしたるとは思ふ無し 望ハ日本の口数三千萬人にして一日一人に五合の粮積をなしたるとは一日の米数十五万石許に及ぶ無し 是は三千萬口にいふなり 此て擬へいふ者也 唐劫記にハ六十六万国の男女凡四十八億九万九千六百人やとも積もしたるにおいてハ その数十倍に及ぶ無し 又成書に日國東西に走ル志と二千七百五十里南北五百三十七里と見ハ昔の里数に

ていひしなるへし沖縄の内米国まてハ本藩よりさへ五百里に候まり南島北夷の幅幀にかけてハ宣翔万里のうちなるへやまして人口のうちハ并面の上まていへハ六十六ヶ国の男女老少類に生まれ又に死にまさるかゝる事とはしるまかしは　日本国中乃糧食ハ恒に不足の苦なれども是ハ表むきの田数にて望ハ陸奥の水田頼八百万石望いふがたかくて東北南部津軽にむてハ分望の曠遼山川の幽邈具に窮計ありて寛閑の露田夷人の耕殖ありて何里ハ何家地庸城の處士多くしの地に隠遯れ凡東藩市井の糧米皆東陸より輸せるなり冥東米價の貴賤ハ多く奥陸の豊約に係れるといへり さしは冥東の米穀ハ東奥の産なれはちうしに上諸

国の農夫山氏にむてハ悪く稲ハ眼にのゝ飽て皆上納の租となし其事にのゝ適口にその熟をもまり荒歳ハ公大半草根木実に駄麦を糅るにて僅に半掬許にして飢を凌に過ぎ平生ハ蕃藷を糧とし葛根を茹ふ其粟麦黍稷にむてハ美食の内とせり爾雅翼云古者之於穀菽與苴以食農麥以接續至於食稲衣錦則以為生人之極樂以稲味尤美故也又毛詩注果酒嘉蔬以供老疾奉賓祭瓜瓠苴茶以為常食少長之義豊儉之節然也顔魯公求米於魯大夫帖云拙於生事擧家食粥而已是西土もこゝ同かりき其中粟をもて上食とし凡麦を粟に較れはむ飢易し蓋粟ハ実し麦ハ脆をいくなり又麥稗を夏月穀将に尽くなる時成熟をのなれは農夫の当に播種無き所なり然小農戸

をつけしき方にならひゆきて新穀實る頃より稲を以て食
とするゆゑ動をもすれば上入の穀だらさることのこゝ多
しかゝ新風俗ハ農にハりきらさるへし
凡酒を釀(カモ)の酏(モト)米酘(スヱ)米ハ浪華にてハ北國の麕(フル)米を用
ゐ又間(アヒ)酒改新宅造にハ播河泉播作後諸国の米を凡皇
南朝法白造にハ河内生駒米にて釀(カモ)もとりや無うして
酒の醇美なるハ　本邦を第一とするおと唯水土の神(ヒ)
表(イデタル)なるのゝなるにて職(モト)として米の縛まるゝを以てや貝
原氏曰昔年於長崎聞彼土人之言云予嘗屢為海賈遊于
西蕃諸國凡中原及諸夷之米穀其味皆淡薄不及于日本

所産之甘美遠矣其所釀之酒亦氣味不及于日本然則以
日本之秔暨良醞可為天下第一今にも西偏へ逆風の時
漂着の唐人とも長船中の艱難に堪ひ孫付るおとに阿
もれ日本の酒を一盞給ふハ再生の美薬を以て我海無(アハカタサ)(イヒ)
窮(ツヰ)ましと叩頭(ツヲツヲ)を磨(モン)て願出るおと無(フネ)なり然とも國禁
なれハ密おとも嘗(ナメ)させさ海東なり又蝦夷ハいふに及
ちに其より北方の法國ソウヤサンタムタラヒなといふ
ハ西北につゝきて東韃靼にもり幾万里といふ限を
志らに毎この法國ありしなへて我　日本の米と酒と我
貴賤もるおと我人の韓參をまつふより志しく高位者人

のかハ終身口へ入ことを我ゆるを常に蛾夷人へ媒(ナカタチ)して滿
州の龍紋シツトク上品の絹類衣服をなして　皇國の米
酒に交易して持ゆるなり凡シツトク一衣の價黄金五
七両にもあるものにて其一衣をいふ酒三升米五六升に交
易なり蛾夷ハ木布のかゝ絹帛の織物なれハかくの志
とし我其其衣の價をなして見ましき　皇國の米酒もて貴(キ)
志とも知りかたし是にてを吾　邦の人ハかゝ法天
下に双(ナラビ)なき麻(ウワクシ)き神酒(ミキ)と一生飽まてもて見候て其上に
も某(ナニ)家の名酒なしてハ飲ましきなといふハ不謂愛を
れハ驕(アマユル)にて人慾の限なきをいふへきにや又沖縄蛾夷

ハ地窠をなして焼酒を造ル事沖縄にて窠盛といふ氣味(キミ)
酷烈(ツヨク)此間の人多く飲ハ醉(エヒ)斃(タフル)に至ル而に南島の人ハ此
窠盛を恒に飲ると焼酒に至ることを夏月(ナツ)の鬱燠(アツキ)にハ此
を冷(ヒヘ)なるに飲(ノマ)されハ暑氣を散(ハラ)ぬことなるなり是
天道自然に叶物を彼南方に製(ツクラ)志めて人命を利濟(タスケスクフ)に至
ル事なり窠盛沙糖の華本藩に於て造(ル)といへると徒に土
力を勞し工夫を費し人して却て損失多し此亦風土の
自然なるを毛詩云我倉既盈(ニ)我庾維億(レ)以為(テ)酒食以饗(シ)以
祀(ル)
そもそも　皇國の酒あるハ進雄尊(スサノヲノミコト)ハ塩折(ヤシホヲリ)の醞釀(カモシ)に始え

て　崇神の御宇掌酒活日の天皇此詔を奉て此神酒を
敬美来ることを大和なる大物主の釀し奥美と三輪の大
神を祝しむとあり其縁なしより三輪の神板を帘に用
ゐ来ぬ又神功后ハ常世に往ひ少彦神乃豊祝し神酒を
そてみけらの物に志ゑたまを万葉にハ天地と久しき
まてに万世にはらひ清つらん黒き白きと縁らりける
黒き白きハ黒白の二酒にて其あるし古事記傳に今の
世まで美のみを賛ゆるしにハ盃を差交ると
神代よりの風儀なり　朝倉宮段三重采女の哥に女神男
多麻宇伎と云ハ玉盛也
神ごとびに清盃をさし交てたより長に心かけらしと

結固めまゐ賛ゆるより始まり世俗にいはゆる納采の由
法を此意にて盛結てと云ひ法ハ突にハ二柱の清時
より酒てふものゝ飲を交へ期を定めるに用ゐしを
始めるにとにて其ゝに流れて吉凶注来の礼物と云ふ
ゆるゆるものを神気と云栄と云おのゝ幸祥の辭
にも通ひ農事を佐と云に授ハ佐食ハをもち佐毛田穀
より出来なる食をものを称てかく名ありしを志る事から
須これにつれて物にハ古の神酒製る法ハ吾沖縄島
にて遠里にしかれ土音に神御気と称へ是こは神乃
御気にて成まりと云の古語に由まり其法十三四より

十五歳までの女子端正なるを擇て斎せしめ甘蔗して
歯を磨き清めして口を洗ひ粢を嚼ひて醞醸の中に
投ぜしハ一宿を經て殘ぜし甚甘美酒色潔白なり凡
御氣一升を造ハ糯大上白米一升擣粉麦芽粉五合焼
水八合美水二合絹篩にてこしし煉調こるに始糯白米
一升の中より一合許を分取を煉て生粉のまゝなるを
嚼投也此通證所謂古者咬咀作酒大隅風土記所載の口
嚼酒及武内宿祢の歌に此神酒を嚼けむ人と見えたる
者なるへし凡其女子の口氣に由て御氣の味或ハ甘く或ハ辛し之を甘口辛口と云分を酒味を云
尓ハ亦此より出たり○明世法録云琉球國以水漬米越宿婦人嚼以取汁曰米奇米奇即御氣なり此

御氣を造て毎年四月頃稲穂將に熟とする時一間切つ
つ神舞と云我なして神祇を祀ひ歳の豊登を祈る名て
神事と云其式祝巫白浄衣を披頭に帊し裡白を挿し手
に茅を執て社頭にて歌ひ舞つり此時擧國悉く斎戒し
服忌經行等の者ハ戸外に別火し神事に関る事と云
其外犯れ者ハ必羽生に縞こる土俗呼て神の使と云而
この御氣ハ國世主に献ひ又諸臣庶に頒賜の例なり和訓
栞にハ酒ハ栄えの義なり加恵の反分なりと云ひ栞に
出羽あたりにてハ酒を伊佐員といふをおなし意歟
夫酒ハかくこそ可愛わさにつゝひこめることのなると
後ゝハ事とし事をなくて風の裏へ俗の澆きあるハ賊

を長ひ家を破るあるハ身を毀ね心を蕩すの巨害とハ
なれるしに和漢共に献酬の礼を整し荒淫の禍を防ぐ
ることなきの爲のためしまて條る其の罪まきは絶
まて飲むとしまじきをなし

延喜天皇御製

曰勿多飲酒陳勿多言語と是扶桑略記にハのたまへる 蜀志

孔明戒子云夫酒之設合禮致情適體歸性禮終而退
此和之至主意未殫賓有餘豪可以至醉無致於亂 ハ

しへハ五穀登衍の時のためとて縦に酒飲むを戒め
して天が下の億兆をあはれしく有年の賜を賀ひ仁壽の
域に導しめ玉ふよしまへの國史に歴挙き清寧紀三年
冬十一月宴臣連於大庭賜綿帛唯其所取皆盡力而退是

月海外諸蕃並來貢四年春正月饗諸蕃使人於朝堂賜物
有差夏閏五月大酺五日安閑紀二年春正月朔詔曰間者
連年登穀接境無虞蒼生樂於稼穡黔首免於飢饉内外清
通國家殷富朕甚悦焉可大酺五日以爲天下之歡云々是
より後の史にも天下乃耆老を擇出され歳の甲乙ま
ほて孫弟子を絶ぶもし續紀以下さまざまにも賜是
老を敬ひ齒を尚むも上下ともに示しまふなるべし 三代

實録にみえし八清和天皇貞観十六年正月七日老人
年百歳以上賜穀五石九十以上三斛八十以上一斛孝子
順孫義夫節婦旌表門閭並蠲除課役賜鰥寡孤獨篤疾重病並
給禄俸あり按に前漢文帝紀酺五日師古云酺之爲
言布也王徳布於天下而合聚飲食唐無酺禁亦賜酺盛聚
作伎樂高年賜酒麪唐紀太宗正觀二年九月以有年賜

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1　ガラス使用

酺三日蓋いにしへの俗なり藻塩艸に葛飾か早稲といふは喜田作らんとする時菜にものよき人のさはりも其を来たりと物を定て家に眞集てたふるに志ふりはものと食せ餐無して年末と云も此を伐らせて家の後乃園へ立るなり其末はなそもなる末乃枝もなき伐伐て端にちいさき麿に和を入て和とろとこれをさして端に法の如て家の澂に立つて手年の秋田を始て刈て喜来たりし贄の人こと呼び集く食物くれのこ志れ也とあるをむりし田家の年ゆるを願ひ於ひ今来地あるなる風俗にてそれをものさはなれ是るあるを

人ハ正月四日五日の間に領内の百姓家累川来て於茅を伸ばるに縦に酒饌を與へ解飽さしると農祝ゆらふ

日次紀曰正月四日自　禁裏仙洞以下至于諸臣庶之百姓今日各就来其領主地頭之家而賀慶歳首則賜諸餅酒等被饗應之云々是上ハ　朝廷の百姓より下庶人の田

通茂

かぐさり
なき
あふの
めぐ〻に
老の
所を
見かえて
君が
千代を
かぞ
ゆむ

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1　ガラス使用

皇太子學士
調忌寸古麿
縱賞青春
日相期
白髮年
清生百
萬聖岳土
半千賢卜
宴當時宅
披雲廣
樂天茲時
盡清素何
用子雲玄

氏にむまて皆年頃に農祝の儀式あるなり禮雜記註云
歳十二月索鬼神而祭祀則黨正以禮屬民而飲酒勞農而
休息之使之燕樂是君之澤也今賽社則其事爾是西土本
生の社會や　本朝の尚齒會ハ大納言南渕年名小野山
莊にて始て行ひたり其後ハ清輔朝臣の會世に名高し
正德五年江戸の人生島出新八旬の賀に招きしハ志賀
瑞翁百八十七家小歳閑郡百六十六家古結字新百八歳
已下ハ九十以上の人より八十三家まてを七老の會と
て今に名高きなり宋田氏曰瑞翁ハ語義の陳をも經
さる人なれハとて其代のるをとふにしとしいひける
後するにとくんを用てハ長壽保ことしといひける
りやかくのことくなれハ長壽も益なし壽を尚ふハ古
きにとても記得て其中にハ有益のるもあれハまゝ自
少壯の非をも悔ひ改て長壽の益あるわきなめりしか
らされハ千万家を生延居ても世にハ獨なくる事し

成形圖說卷之十一　二十二

凡年(ウツスナ)の雪よ雪(ユキ)は老弱相立よ酒(サケ)もくめ肴(ヤカラ)も集めよくらし喚(ナメキ)よ
ひもすがらそのやうなるものやうなるものやうなる君ら一日乃
澤(タク)を貪りおもふらく家(イヘ)を忘れ恩波を浴して百日の憎一日の
恩を思ひて昔(ムカシ)の永く勤労を賜(タマハ)りし君子も甘(ウマ)き樂(タノシ)み
はる事し凡(オヨソ)の恩多(サハ)き事の中(ウチ)の一日(ヒトヒ)小(チヒ)さき事(コト)の中(ウチ)の
祭(マツリ)いもとその日(ヒ)一日遊(アソ)ぶ事(コト)もおもふ事(コト)ふるまひ働き
てその日(ヒ)をはて後の樂(タノシ)みをうけ
く二日の仕(ツカ)まつる事(コト)日(ヒ)小(チヒ)さき事(コト)を速(スミ)よ

乃(ノ)ち其(ソ)事(コト)もて事(コト)の始(ハジメ)の日(ヒ)小(チヒ)さき事(コト)の
ちも其(ソ)事(コト)もて事(コト)の終(ヲハリ)の日(ヒ)小(チヒ)さき事(コト)のちも
ちもて終(ヲハリ)をとぢめ(カセキ)給(タマ)ひしこと乃(ノ)ち有(アリ)けり役(ノミヒラ)の労(イタハリ)しては清(スミ)
の社(ヤシロ)かくのまうしをおろせうまつりをとぢめ
よまく化(カ)成(ナリ)をおもふかうまつりそのこと
ると学(マナ)の習(ナラ)ひ更(カヘ)ることの上(カミ)の偉(イサヲ)志(シ)の末(スヱ)まで
て行(オコナ)ふはまことやうよみを用(モチヰ)ひし尚(ナホ)倹(ツヽマシ)撮要(サツヨウ)曰(イハク)凡(オヨソ)慶集(コヽロヨロコヒアツマリ)
のれい祝(ホカヒ)賀(ヨロコヒ)の宴(ウタケ)を擇(エラ)ひ釈(ヒラ)奠(ケ)を學(オコナ)くしし倉(ソウ)廩(コ)の蔵(クラ)
く情味(アヂハヒ)に賜(アタ)うる士(ヒト)のれある近(チカ)き親戚(シンセキ)を招(マネ)よも立(タチ)よ
んを主(アルジ)て佳肴(カコウ)珍羞(チンシウ)はつゝまれ(ツヽシ)ハ酌(シヤク)そうして清延(コヒヨビ)を集(アツ)
ハ形(カタチ)更(カヘ)の事(コト)あるとて去(サ)也(ナリ)ま(マ)つりて親戚の交

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

疎闊(オロソカ)にあれるありしうるに又他人等の宴会にハ却て
食膳を輕く苦茗踏飯にて事調ふなとあれハ招ざるに
も来往して情志しくあるハ是親疎表裏せるあり父
の族(ヤカラ)を始めしてこの族に及ひつゝ菓根を煮くなりと
を救(シハ)おおて和楽し地常くとも情厚うゝへして古人乃
風とをいふ面られ又同僚を邀(ムカ)へ朋友を召ふハ情愚と
の面信睦を結ふハ為なるに佳肴美味をハ口腹を潤し
醇酒盛膳を身に過ぎるは武人の交にハ似氣なきわざ
也門外にハ乞人さきあぐ呼ひ堂上にハ飽(アク)ゝ上に解(エヒ)をか
つて新漢亂奪し果ハ病根の種ともなしなむハ珂きま

しき限なしとや古語に病ハ従口入禍ハ従口出ルとそいつり
徒然艸に世に心えぬことの中にハ飽まて酒に醉て狂(ルヒ)
をし病もおこりつるといましめ又おのつから此をの
もてがたく月花に蛍(ムカ)へ猶乃能金罷ゆるさはくもおか
しとそいろひけるを代しもは世のおとろへなから財
にハゆゑかまて飽まて食(クヒ)のうゝ先(アヤマチ)を志出しけるを憂
とおもひしなりし後の人は醉なとまて飲なれんを
手料(ヤシ)とおもひけれハ酒酔れ煮て悪ひをるなのまかんつ
ひなへどものせむハいとゞ気つまりなるふるまひな
る面し○米穀を損耗するもの酒酎(セウチウ)乃二法手中に過ぎ

ヨ前漢文帝詔ニ為酒醪以糜穀者多故ニ倹歳荒年ニハ必造酒の禁止何
ヨし也後紀曰大同二年九月遣使封左右京及山崎津難
波津酒家甕以水旱成災穀米騰躍也東鑑建長四年九月
卅日鎌倉中所々可禁制沽酒之由仰保々奉行人等仍於
鎌倉中所々民家所註之酒壺三萬七千二百七十四口云
云鎌倉中民家にて沽へ三萬七千二百條口といへハ中
昔より源氏醸出しの既に盛なるとくる事夫酒の世
におゐる吉凶葉厚之にあらされハ興を悲り憂を銷魚
りて欲抑文酒宮なるへいふ皆天なるに此より徒に米
穀を糜爛をして一切に酒造を歇めは米價微賤士以上

或ハ其作用を失ふ也し

費弊

蕃名フルテーリング

太いふしへの政ハそと天ゟ下のはうしきくとも我集
てはさと同ひ行ひもふ事る安河に謀て天ゟ下を安す
小須ふ論て正土を清むとハ是をなんゆなるへし大鏡
に曰むりしはうしお御門の清政の節ハ國乃中に安む
こは箱おむなやまはとめし當り稱いふしへのおきて
の何りさはと見ねり同しめ給ひてしそハ貴ちるを

しめして世の政ハおほなはしめ給ひ給れ讀史條論續
古事談と引てむりし　平城乃御時まてはみ門ゟ於
朝政を志ひき手儀式以まゝ御のく乃御ニ主上出て
南面に於はし御し群臣百寮各列出ハ四方ハ所人を召
且て皆内裏へ集給ふ事ハ初の上ニ於ふへ文乃筆と之
物を重ふ事是ハやしの民百姓まて申文をとくまゐ
里て此筆ニ納る史ハ記辨少納言なと次第ハ元上て是
をよみ申ハ群臣もおのく是ハ譯定し主上御乃あらり
勅諚をでされうたへをし左右ニあまは則問る申文多
して諸乃ハ日暮けぬれも始てその座まて供御をなる

法御御膳をでしく各之を是まゝ此政御ぬまは後ニ御
樂御遊なとをしける君の御ふらり民の態を聽し食して
此事を行ひ玉ふらも大事ハなかりけり　今按ニ續古事
ハ天下の難務まて申文を召取て御夜居ニまくしまゝ
ニ御覽し例ハ所ニ於ふ紙をして御ふ事ハ
て次の日に一通つゝ申召て御沙汰ハ或時坊門左
大臣爲隆の職事まて　太神宮の御ハ賢入ハ御笛
を頃也給ひて御逐事なりしハ爲隆　白河院の御
所へ參りて　内裏ニハ御物怪ニ於ておらせ給ひし後
しらりと申ける　院聲せ玉ひて内侍へ回ませ玉ひ事
れともさる事莫ふも知らしとも附る所やしこ玉ひ爲
隆へ御器なり事れハ所ニ於ける一日　大神宮の御へ
貴回し給ふ御笛を御そむし勅言なりき是御物怪
なとに所ニ於して所ニ於る事ハ申なく思ひて申給りしと
申されし事れハ　院より　内へその由申させ玉ひ
さ御ふなり御笛の秘密を給へてそ二三通ニ成され
ハ頃もてゝ言と思ひしおとに爲しハ罷出ましそれ

とたゆまるなるんいと加しき事と聞ゆさせまいる事
ゆるゝ云為後世のこゝきハ沙ニ事直のたゞとゆへし嵯
峨の御時よりすゝりけり此帝は詩文ハ功ニ性ニ無
れど政ニ御心を入ましたまひ五位乃藏人二人をおして御
侍子のかゝわらにすゑて詩を聴しめしまひしより藏
人乃職なども出来御ゝ御ゝ相政おとろへさせまひ
ありされハいふしへ　相廷にて藏業なと行ましハ相
政ニ御身をいさゝまゝひけるを見て慰めまふとて
行ましける後ニハ舞楽を遊宴のおとゝのゝ無させまひ
又一志ハ来ましりて邦君なとも好ゆるおとゝを観
ひける習ニ替りけれ　後柏原天皇の大御歌にをさめ

志ハ我世いかにと浪風の八十萬かけてゆくさゝろ哉
年山紀聞曰大の御宇ハ足利家の末ニまりて京都の騒
亂諸国の蜂起にて無ゝに兵革のゝなれハおのゝ御ゝ
禁中を守護しまる案もなく裏周のむりしにもおとり
ゝ御世の中なれとも天子といふ御名乃たふとさはお
の人乃えゝ海ぬ御歌なりし名の一字を眼目とするを
なれ何る事なるへし梅を天子大樹より列周の大名ゝち
御ゝと此御製を座右の銘ゆしてゝ西国を治めた海
ゝ士農工商各其所を得て王道にちゝ御へしといへ
里我云しく太平久しきゝを治るハ唯無(スヽヒト)を禁ずると

飢(ウエ)を救ひ賑(ヤシ)と風俗を敗(ヤブ)さしやうにしてこれ事
なるへし風俗ハ敗やすき者にして持つくと敗るハ是
えさしきものなれハ風俗の善惡なれとなるとハ少
のことも禁ずるよろし此おハ祖宗の法にあまりせ宜
しく時に臨ミ世を救ひ民を安するものハ新法の立事
もあるへしさて下俗の弊(ヤブレ)といふハいかなる地よりか
出来にあんまり　日國ハ陽國なるを雨土(モロコシ)陰地の風を
まなひて女師(カザリ)からにならぬ是ハ上下等卑の章別(ワイタメ)なく
婦人女子にあて有ましき衣服を用ね茶の品も美もよ
里買求めなとものしなん時ハいかとなく金銀も不手

也しまなりたち周(チナミ)に百姓まくたちに投り取へし夫
百姓ハ男子なく育(ソダ)て新田を更ねて一歩を荒地なきや
うに稼(カセク)へきわさなるに此農家にを女子此生(ウム)乃親人にふ
して有ふは女子ハ避擣(ヌヒカチ)の日編(ヤトヒ)しても父母の助勢にな
るを男子ハ是に引ゝ金て或ハ娼妓に拙て無量に覚を
褫(ヌカサ)ぬ商乃悪少とひとしく歩を日ともいはず我家に
遣るおとに此お忌ぬ後ハ親祖父(オホチ)か汗を出て餓(モウケ)る金銀
を擯(ヌスミ)出し風来乃節を顧(カヘリミ)ざる此不孝にも陥るとの所見
都會ちかき百姓ハ上腴(コエチ)の美田(ヨキタ)をのこ耕して茶引を
けて役田(タン)沼を稀なるを瘠土(ヤセトコロ)乃民よりも大かに貧乏な

るは多く遊所劇場に走り居る事なり（むりし）明の隠元禅師
地ハ畜生國なりといひしおと燕居偶筆に載たるおの
是を畜生國にもまりて浮世し斯地へ来りしおと俗説
辨に出しぬ且又隠元が始長崎へ渡りて日本ハ何と
して瀕國ぞと問ひし時或者食ふおとしてくらぬと
答へ出りはさらハ唐山にをかたらぬすとて京師に上
里しとりや隠元に問れたるとき信とをとて立玉なとく
答へたらむよりまさりてゆゆ出家て法へ食ふおとし我
一日を忘れてハならぬ事なるに百姓の身としく食ふ
おと我忘れなんハ神明乃
罰とも蒙るへきわきな里遂に農夫の身として田地乃
土おたりいやにおもも是おの是ふ事也しく果穀不穏（フテキ）
なる歳を土精の脱（スケ）たるに汚（カコツ）な風水乃不順なるなとい
ひ立て罷を造化に帰し付るおと何ぞう負なるおとな
らさや天地ハ日月あらんかぎり多史乃運行古今不易

なれハ数万歳の後とても土性乃衰たりといふ理ハな
うるへしかゝ浮風俗になりたるもふるき世の事にて
あ里ある神功皇后三乃韓（カラ）國を従へ給ひ何らゆる財貨（タカラモノ）
とも納め貢（ミツリ）しハさすがめでたき保（タメシ）になるを申めりされ
と物（フタツ）なからよきおとハありかたきとのなれハやう
てあざし菽なと渡り来里漢（モロコシ）去天竺に仏是法ありさは
と新（コノセ）福地（セマチ）に寫してものせしゆゑ土木の役も多く田畫
の地を迫りあるかの蘇我馬子ハ君を弑（シ）しなるおとの
大逆無道の者なれハ実に佛を信を居しとにハ何らぞ
るとかハ淳屠君父なきの法に依（ヨリ）て内にハ弑逆大悪の

罷を遷し殺て女帝を立まつりて人極の大綱を紊り擅
に朝權を奔て神聖の舊法を毀り厩戸に黨して守屋を
殺しぬ吾邦風俗の衰廢実に是より他より明の霹水
いつらく斯土の寺觀ハ靈山猶遠に出擾してあらら土
地を費しぬるを歎せしむとも吾文集にはえ尤も斯
方ハ土地挾く人口寛きかゆゑに僧侶ハあだき所の糞
堆によろしといつる一理あるやうなるを小條氏の禪
法を好て政執行ひし頃より新しき說なと備ひりて内
食妻帯の火宅僧も漸にハ出来あるいたて利口のやう
に世をものせらる然き只日本ハ日本のまく乃質素に

て漸なましあるしまゝ乃風まてうつしてそのさ法好き
あんハ却てつるなかに無し清世祖遺詔畧云朕親政以
来紀綱法度不能仰法太祖太宗謨烈且漸習漢俗于淳朴
舊制日有更張以致國治未臻民生未遂是朕之罪也夫世
祖ハ韃種にして明を平定して既に三代にもまた韃人自
統とたゞや明俗の異羣なるを見習ひ我韃の質素の風日
日に更弛むるにより其命して之を禁制せしむる所なり
是清王既に漢土のことなりてさへ手漢俗の異意なる
風俗ハ水國に非さる出とは懲戒かく令あるに何らも
や史記に漢興て劉雕而為朴とハ周秦の奢弊を除て質

朴の俗に反志むるといへり況や　皇國より漢土を視
ハ國より京都の異俗なるを斯地に出りて新風をして
實に尺習ゑんとせハ惑るのをしきものといふ無し或
曰大解を以て云ハ先漢蜜より後里来るものを一
切に拂ふ無し結髪ハ唐の物ハ茶のかハなくとも
事かくまし書ともハ斯國に打得く弘まりぬれハかき
うけしてんといへりんあるきはの人ハ孰かハ此見所
のなり法無き　延喜の御宇にハ　本邦の業種にて事
足しやうなるを後にハ其俗を論ひ付る事甚出来て適
本國に居し物をも遠く異域に於ても本を忘れしを

笑し此ハ儒釋老の書類好惡物の類渡らせとも事欠し
就中布帛の類ハ深渡らせして事欠さ法也惑うして質
素の風俗変し驕奢の輕薄になるといふハ俗に聖子ハ
驕にて驕まは眼の肥るといふことし此皆の事を眼
の金銀を費して世銀の惡を満んとおもはく　杯羹三万
肉陣風を遮とを是日を足ざるへし清水谷実業卿の哥
におもひ様なりぬ此ころにまかせてハ身のおとくに
つきぬ節を謹按に寛政二年の　詔命に堂上地下守分
限万端可存質素衣裳以下隨所存不可及美麗と侍りし
とかや禁祕御鈔曰天位着御の物疎を以美とせ　著聞集
にむり

しハ人の紫束をなくらしてそ有けるされハ齋院大納言の消息に先代の時節分袍繕ぎるなんと書れたれなる節令の袍とて人に繼たるとりすけるに紫束帝の御時公卿の紫束と御覧せしかは袖大に成にけりかくてハ世の弊なるへしとて左大臣實資へ詔あるされハ左大臣おのれの身とせめて閑門し畏のよしを奏せられはくれはしたゆおそれて紫束の寸法とをなほりあれ東鑑曰養和元年十一月廿一日武衛召筑後權守俊兼俊兼素事華美今殊著小袖十餘領武衛覧之召取俊兼之刀令切俊兼之小袖端被仰曰汝富才幹也盍存倹約哉如常胤實平者才富不及汝然各衣服已下用麗品不好美麗而欲励勲功汝不知産財所費と怒らせらる建武記曰武者所輩可存知條々の中五位以上可用衣冠於散所着雁衣者可用布　六位同可為衣冠但有官瀧口着雁衣者同可用布　内々宿直之時可用布水干葛袴　鎧直垂蜀錦呉綾金紗金襴紅紫之類細々警固之時不可着用

精好大口一切停止之可用練大口　小袖織物綾練貫之類細々不可用　金銀装束太刀刀鞍細々不可用　唐皮尻鞘切付等同前　總鞦常不可用細々警固之時正員一人之外停止之○續神皇正統記曰按に此書ハ足利家に諂て書る者にて名分正しからざる事あれとも論ハよく辯續正統記に詳に著しぬれハ是にハ復云ぞ　近頃是ハ後花園天皇の御宇と云　民屋卑賤市廓の商人までも驕の姿で過分に付る以綾羅為身装以紅紫為褻服上下の差別せらるゝ是ハ孝經注に服身之表也尊卑貴賤各有等差故賤服貴服謂之僭上天聴に及ひ武家に達せざるゆゑにや自然の奢と亂世の基とハ覚えける格令の外にも代々制符と

下して法度を彼定まれ宴遊餐饌の制ハ天平寶字の敕
に見え美麗衣服の制ハ神護景雲の格に始る佳芳尚か
くの志とし澆季何を差別なからんや近者元亨貞和に
至りて種々の嚴制を定る武家を貞治應安の頃までハ
儉約の公法ありとて累代の文書を摘て先規乃是非と
辨へ申無に成業乃家々に法をぞふかくと仰らんぞ都に上
りて御仰られ事下とし諫申さぶ事にてお意なき
事ともなりとこそされハ足利氏の頃風横おとろへ衣
服の製をみたりなりしより額髮を剃野(ソリヒラキ)な奴頭(ヤツコアタマ)となり
素襖烏帽子を脱(ヌキ)すてて上下をのゝ着(キル)志とにハ変り当

るかくしけく秋津洲のさやぎりをおとなひ都にて搭(ミツ)
垣の久しきなるもし再ひたるに立渡(カヘ)りなりけるその法も
しを淳素の蔵ゆきもて上をも下も節儉を勤さるハなし
御生但州小田原陣の時十里蔵一ッに金子二分まで陣
立し遠陣の時猶蝶金何りしなとくゝ事る歸芹に東
照宮駿河に法隠居の後ハ小姓衆ハ秋宮の給仕の中に
一人着用の襟を法くく法照して其方襟ハ何とかゝを
のせと法爲に付て者譯てそハちやうまてなと申上当
れハ以のお法宮を換し法着と下に金やられ已是世の
中はきのゝ事ゝちと語りたる其宮おのれ風情の者

をやうなる奉を仕る也とは言ふまでの所腹を不計名上と
ふるき日記に付るとりや清の世祖明俗の奢靡を憎(ニク)ま
れしと和漢一揆の事とも申ゆゑし 徳光録曰青木氏部少輔一重大坂より
京都へ差し純し御法純是にして絹狭具を出さましか
一重狭具の袴(ヲ)とこり裁て申されたるハ家々只今まで
ひ拾の夜ゆるくなまり夢を結ひしにしたゞ物語なり或
しとて見るまざ法なるに木綿の狭具を出したるを
曰衣服の制(サダメ)木綿になしたし其婦(シ)人にハ絹をゆるし男
夫のミ木綿と見ゆは是婦人をまへて男子を賤むるなり
所詮男女共に紬田舎絹をゆるして明二重綿紬紗綾
綸子等を取く禁むる故よりなへし其等の事を集の年
京の地にして倭錦なとつゝの織志めまふ事とも老

たく柴とらいへるふゝにも見えられ凡衣服ハ分限に
應じ過不及なるべし仕官の人ハ家乃主人出仕乃着
用ハ力の及ぶたけハ潔く整ふべし妻子の衣服ハ家の
無富に結ぶべしかりハ下品にとくなるそよろし
夫出仕又ハ礼席に垢つき屈ぶれたる衣服を着し只柄
延宴の場にハ美服を用ゐ家の主ハ麻服して妻子の前(カシラ)
帥(カサリコロモオビ)衣帯ハうけくしきとつくまの類を分と忘れてると
いふべし凡ハ去るとの衣服の事にかゝりぬるハ其
胸の鄙拙なるとみえてあきましといへり
玉勝間曰伊勢此 大宮の御殿(ミアラカ)乃茅ぬきなるハ上津代

乃よそひを宇(オモ)みしまりて変(カヘ)ぬ物也然して茅葺
なりしにその荘(イカメシ)麗きおとの世にぬるひなきハ　皇(スメ)御(ミ)
孫(ニハ)命れ　大御神と皇子と宮殿ハ敬ひ奉事なふ故也さる
越清みづかゝ乃宮殿(ミアラカ)をは茅(ウルハシ)麗く拵しまひて　大御神
の宮殿をしを質素にしまふべきよし所しめやハまべ
く迎き世に神道者乃いふことは皆かしこゝろみして
古の意にそむけるを祝(ル)負し○元正天皇の大御韻幡
もまた尾花さうぶき黒木をて作ま法やどハ若代までに
水戸義公の釋に曰すしきも尾花も同しものなるをかゝ
くはしるさせ玉ふハ庭淨宮かるの尾垂なるの類なり

黒木とハ削る法を白木といふに對へてあはしめをい
ふなり此御韻ハ左大臣長屋王乃宮の倚約なるを称(ホメ)て
詞をむされまりて按に此さうぶまといふは大むりし
の茅葺のさ海なるまやかとも南蜀の茅屋ハ皆茅をさの
さ海にならづめきつゝ手ま忘さへ前にまは風河
らく吹かるをりハ蝟のもらしてそ見えぬ大御韻のさ
うふきも是なるまやとぬりたまり帝範崇儉篇云夫
聖代之君為于節儉富貴廣大守之以約叡智聰明守之以
愚不以身尊而驕之不以徳厚而矜物茅茨不剪采椽不刮
舟車不飾衣服無文四季物理に宮殿樓閣の廣林氏乃汗

ゆてゆらもせまふハあはましよ世の中松れおもちん
事をもつかしうこそ戸田氏いもてく居業ハ富貴なる人
をも浪より少し狭と見ゆるか理にうなふなるへし富
貴時ありてつくるおと其の樹草の秋の氣にあひて志
ほこかを愛なる月の望を過てかゞるかことしそハ富
貴にして居家意にまうせ作り立てりとも後にハ修復
のちからなく彼を頼しこる淺ましき壯色の頃まで古さ
しを見てしく必に作りて作り立し家を一生富貴をも
もつおとゆこそを老の膝さへ容る所なくおちふれし
人を眼のおにハ多かりぬ鬼神ハ害盈而福謙といへれ

ハ物おとおより無りくぐりて不足といふ所をバ楽ん
こそめでこそ是花ハ半開を見酒ハ微醉を飲と古人ハ
ひ傳ける詩に武士ハ居を安ほ無きにゆらされハ猶更
心を用うへしさるまでを一心軒と并へし中へ居業の
志やぶれさらんハ他人の人乃見る目にハ手前の苛ま
つりおとの志からさしるやうにおもはれてあらはさ
るのなれお面なとハ見苦しからぬなとにいとなむへ
きまやお面ハ見くるしくて内にうぎりを好むハ理に
背くるなり凡て屋を作るに気やう華麗をこのむハ見
る目苦しくいとまびし又時の雪のにふりともなりな

人と弟好もその志なり又西川氏の書るものに近代四
民の屋宅衣服食膳志異見聞西國無常の所にて百
年前町人百姓の風俗を尋るに衣服ハ布袖木綿又ハ
姫じ織の類にて羽織なとハみな布木綿なり詰ふ寄る
町人五月の節端午の菓物とて黒き紬の羽織を仕立忌
るハ千人の中二三人ありき武家にハ近き無よりそ羽
織を礼服として人毎に着たとしなりぬ町人の居常表
の是無店なとにも板葺なるハなし四五寸也りなとの
竹を縄にて簀に編るとおよそけ内に笠をつりて桶
に結ひ付るを用ひたし両風を歴るのにして高(ヲキナヒ)のい

かなと積蓄といへとも盗ハなかりける西土(モロコシ)の書(フミ)とも
に倭俗ハ不孀不盗とハ正に上世の冥事を傳へしなり
○又田家乃さ波ハ留るがつぎくしまもその住居の有
様にハ河ろも堅墻(カベカキ)なども薄或ハ萩乃類にて竹木の縁
ともハなかりなり信実の歌に山里は只かりそめ此
薄垣ふちさる人をなさ我外乱田舎の家ハ金戸鎖(カトトザ)さを
して山ぶち小ぐゝ乃賊侵(ヌスヒトオカシ)入る氣をもなきを大むり
此よろしきさ波ぜうし又食膳乃黒具もその色こうい
くしきあなし酒なと数菓乃うへ以物出す時ハ給仕乃
者客ものの汁椀乃蓋(フタ)をとり集めつゝ持入て以物盛て

持出おのく客へ出るなり望るものごとにかくしなり事
れハ貧しきは安なり又町を田舎もわる鰐ハ年々に増
里実義ハ日々に薦く世にひかれ習に深く家なり口(フチ)
惜(ヲシ)し○朝夕くふるに臣氏の天下に居ハ人の家乃内に
ちまねする損なるものなり家と申せば誰も彼をよき
家には但よく何しき家ハ栖うくに拘その家ハまつ揀
うつぢりハ上屋里なり相鴨居戸塗子唐紙なとハ中屋
里なり縁浦居孫ぐ清く土壁迎りハ下道里ニハ純和如
何もなり上中下の道里杖木よろしくても上屋孫と申
拘せしいてハ一日を面雲の清ハ成不申ハ信之上中下

此杖木ハ縦ばひの木けや木拘の上杖にてを上屋孫
が雨を里いてしハ三杖ともに朽腐申ハ少々損ハ
ゆがえ戸塗子は彼是損してを上屋孫ハ丈夫にハ
ハ人ハ其家に住居申ハ夫れ上屋孫ハ成けし丈夫に致
し度ハ茅葺よりハ藤(ヨシ)ふきよし藤ふきよりハ木ぶ
き木ぶきよりハ尾ぶき千尾を銅尾にハ口まて
を彼是もりハ心思ハ世ニハ主君を此上屋孫にて家
を用人法役人法臣中士ハ上中下の法臣具ニ為ハ如何
計上中下此屋里よき杖木にてを上屋孫が彼是屋孫に
ハへハ家を可拘損世之ハ拘又むなきうつぢり弱くハ

人の世にあるハ必衣食須乃三にはるを世の費弊(モノイリツヒエ)ハこ
の三に色の一を加へてさて漁色の禍を招く乃ひとり
ハ三ヶ上にをる超(スギコエ)貴里閭て中術とあらく家内の盛衰は
かならず婦人乃行儀の善悪に係るものなるに家貧
して良妻をもりふとゝり夫家事に治ひて婦女の愚
なるむけとしかたし者愚ある婦女も稀ゝ有ることなれ
ともなくハ理をもて深(サトシ)がたけれバ其丈夫(ヲツト)たる人制度
をたて閨(ミツカラ)先むして明ひ事ゝ志むへし家内乃治め方人
乃心ゝにをもてハ信約を行ひ是かたし是を一損にも
るハ是人の力也是は重に石なれ養んに勢を一ツにし同

しく力を用ゐなは成かひとしく及ぶへし是をくに
力をいれてハ何事ゆるとも重かゝ須家内の志この心
を存し立に其の是乃一家を治し為業(シワサ)を勤むへし六親
不和して後に孝子ありともいつは何も世事に睦(ムツマシヤ)を当
さし家の主(アルシ)たる者ハ威愛兼施をと述行ともあ重し此
親不和して後孝子ありとも老聃の言にて又欲奪(スル)ことの
は先施(ツ)ともあり之に既て熟章(ツラヽ)に先施の言を擴(オヒ)めいひ
しハ老子の意にはなりぶれとも我を以て之を親きは
二神相唱和して至ちを化生志ちひし意にも時に迎ひ
侍るさしとなる君臣夫妻を心乃相合(ミハシ)縛して云されバ家
を至と無さくにて一面(ヒトオモテ)に會(ヤウ)やうにはなりとはかく
れハ天の道と似さるかゆ名に二神を始を隔て後の義
ともなされしなりつゝく夫婦に君臣より一和不致に
ていハ其政策既いたを事は古今共に有ん之不中に是を
擬意の不は人君と輔相との徳量にかゝ里の事勿論に

從後言の無風以事に任せし新にて人を信ぜしきなくの蓄
憤と申合せ而うも向とハお遠し内ハ御ハうそ罪ひは
損なる無情と引出して後にハ君の御政事とせぐろ事
に致しなし以て損ことをお成事ニ而ハ君の御政事の所と申
出とはいふしへハ即中臣と申職掌にて君と臣との中
に立て中らふる人とも何り上とも知の人情とよく知
者通ぜる大節大任の重職なる也必の意氣の老をこの場
也棟梁の臣ハ紀氏内にて始まるもしは家事と重ん
せしなに神事を掌るとれ中臣
の姓なと初ひし出ることも何り陳蕃ハ上疏に采女數千
食肉を生人の精髓とせば民綺脂油粉黛不可貲計諺言
盗不過五女門以女貧家女貧家とハ女の衣服粉飾の費
人のんと盪かし人の性と
伐て壽とも貧もるなり
今後宮之女豈不貧國乎とい
つり夫褒姒貴妃ハ姑く置く平清盛おのも兜歴を逆に
着の人にして壇に威福を徃て王道の陵夷を致せしハ

始帝遣腹の禍を忠盛に嫁しむるに胎萌せり漁倉霸
術の擅武臣の手へ移りしハ義經平后に私せるを譖て
強て逐竄せられ追討の綸言夕旦に翻へるに僥倖せり
されハ是より苦つゝ信頼にとき便佞の臣君寵にお
こりて保元の戦を引出し又君を臣とかゝ御ぐうおろ
のなる時にハ其政を筆吏佐官に出て跡のこゝなるを
もしらず義時にとき奸黠あり白拍子亀菊ハ熱訴より
策久に殺盪を作り立ち伊勢伊勢守貞親ハ新婦によて
熊仁乃大亂ハ溫觴しけり凡ハ上の御志に御侍るもの
大ゝる巧言令色の官官宮妾ならハいけしゝその上の

時ハ狗猫を食さるやうのありさまにはいひき此等より
を前は申せし三代の時は周公ども東山に三年引入ら
れ孔子七十二子栖々として東西南北の人にてつひに
老死せられける志られハ時は用ゐられいはなんど
心得なんは是必に曲学阿世乃人なるへしされハ上世
らん人の用ゐ玉たん官（ツカサ）ひとあるハ側（ソバ）者の権高くなり
ては大臣以下とてをお損どいひて造さりけるもと
にお損よりをうらを含むおろかも来て負くにより
行ある世ゞ家の子老臣ありて他者婦人の自由なるさ
ばやうにお損と離にはなるさばやうに上と下とうち

をちふして私乃なるさばやうに掟を定む思き事なら
んかし慶元よりおのりて君を臣も力を合て家国を保
ち自身を省る人々とも多くて政事に出しらる人の事
し重ましは大むりしの政にあらずすぎなこそいみ
しけれ大むりし此政ハおのづから人情にかなう不あ
まはす政を無こなりなんハ百世の後といへとも弊
なきすまめし志なきなり

成形圖說卷之十一終

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1　ガラス使用

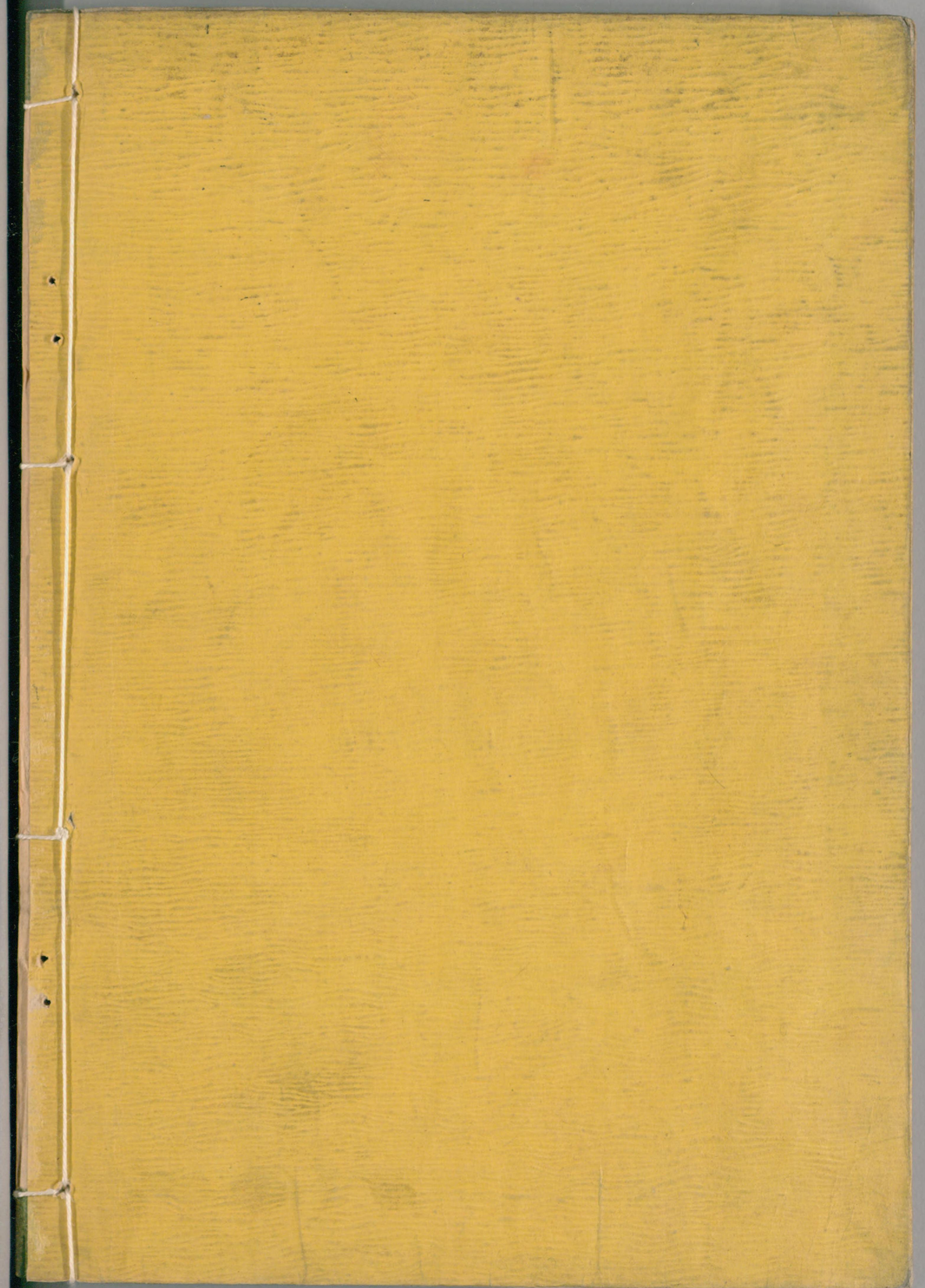

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1

ガラス使用